

秋田県告示第74号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
北秋田市綴子字堤下57番1、59番2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。

秋田県告示第75号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
能代市浅内字上西山52番、53番、55番3、55番4、59番3、60番、61番3、61番4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。

秋田県告示第76号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
能代市浅内字砂山26番1、26番2、26番3、26番4、26番5、26番6、27番4、28番2、29番、30番、31番1、31番6、31番7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。

秋田県告示第77号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が

地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
能代市浅内字砂山17番2、18番2、19番2、20番1、20番2、20番3、20番4、20番5、20番6、20番7、20番8、20番9、20番10、20番11、20番12、20番13、20番14、20番15、20番16、20番17、20番18、20番19、20番20、20番21、20番22、20番23、20番24、20番25、20番26、20番27、20番28、20番29、20番30、20番31、20番32、20番33、20番34、20番35、20番36、20番37、21番22、21番23、24番1、24番3、25番3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。

秋田県告示第78号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
潟上市昭和豊川槻木字苗取沢50番1、50番2、56番、57番、潟上市昭和豊川上虻川字山手沢16番1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。

秋田県告示第79号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成26年2月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
男鹿市男鹿中滝川字萱置場115番、118番2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

指定区域台帳は、秋田県生活環境部環境整備課において閲覧に供する。